




# 「今日も確認、検査の基本ルール!! 😊」

## 米の等級一覧表 (水稻うるち玄米・水稻もち玄米)



イラストはイメージです。

項目 等級	最低限度			最高限度						
	整粒	形質	水分	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計	死米	着色粒	異種穀粒		異物	
等級	整粒	形質	水分	計	死米	着色粒	もみ	麦		もみ及び麦を除いたもの
● 一等	70%	一等 	16.0%	15%	7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.2%
◐ 二等	60%	二等 	16.0%	20%	10%	0.3%	0.5%	0.3%	0.5%	0.4%
◑ 三等	45%	三等 	16.0%	30%	20%	0.7%	1.0%	0.7%	1.0%	0.6%

※ もち玄米には、その種類以外の玄米が1等のものにあつては1%、2等のものにあつては2%、3等のものにあつては3%を超えて混入してはならない。  
※ 玄米には、異物として土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならない。

## 普通小麦の等級一覧表

イラストはイメージです。

項目 等級	最低限度				最高限度				
	内容量 (グラム)	整粒	形質	水分	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計	異種穀粒	麦角粒	なまぐさ 黒穂病率	麦角粒及びなまぐさ 黒穂病粒を除いたもの
● 一等	780g	75%	一等 	12.5%	5.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.4%
◐ 二等	730g	60%	二等 	12.5%	15.0%	1.0%	0.0%	0.1%	0.6%

※ 1等及び2等のものについては、被害粒のうち発芽粒2.0%、赤かび粒が0.0%及び黒かび粒が5.0%を超えて混入してはならない。  
※ 小麦には、異物として土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならない。

## 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法

### 第1 包装されている国内産農産物

(「国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法の運用」要約)

#### 1 種類及び銘柄並びに品位について検査

農産物の種類ごとに、次の表に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、抽出個数を決定する。

ただし、品質の下見、調製指導の浸透状況及び検査請求者の過去の検査実績から推定し、検査荷口が均質でなく、抽出検査の実施に支障があると判断される場合は、当該検査荷口の全個体を抽出個数とすることができる。

農産物の種類	検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
でん粉以外の農産物	2 - 15個	全個	0個
	16 - 25	13	0
	26 - 50	15	0
	51 - 100	18	0
	101 - 200	20	0
	201 - 1,000	32	1
	1,001 - 3,000	50	3
	3,001 - 10,000	80	5
	10,001 - 35,000	125	10
35,001以上	200	18	

#### 2 量目並びに荷造り及び包装についての検査

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
2 - 50個	2個	0個
51 - 100	3	0
101 - 200	5	0
201 - 500	8	0
501 - 1,000	13	1
1,001 - 3,000	20	1
3,001 - 10,000	32	1
10,001 - 35,000	50	2
35,001以上	80	3

### 第2 包装されていない国内産農産物

#### 1 試料を採取する量

試料の量は、検査荷口の重量の10,000分の1以上とする。

#### 2 試料を採取する方法

- 大規模乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設等であつて、自動試料採取装置(オートサンプラー)により試料を採取する場合は、経時的かつ連続的に試料を採取するものとする。
- フレコン等から試料を採取する場合は、試料採取位置及び層が特定の部位に偏ることのないよう配慮した上、フレキシブルコンテナごとに5箇所以上から試料を採取するものとする。